

A. 該当するケース

第二次世界大戦前又は戦中にフィリピンに渡航した日本人の子で、終戦時にフィリピンに滞在していた方（日系2世）及びその子孫並びにそれらの方々の配偶者

B. 提出書類（各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html）

※は当館 HP でダウンロード可

(1) 在留資格認定証明書を取得済みの場合

- ① パスポート（要署名）
 - ・在セブ又はダバオ総領事館で申請する場合は写しも提出
- ② 査証申請書※（4.5×3.5cmの顔写真貼付）
- ③ 1世又は2世の戸籍謄本（発行から6か月以内のもの）
- ④ 出生証明書（PSAで1年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式137）
- ・PSAに出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書とPSA発行の出生記録不存在証明書

- ⑤ 婚姻証明書（既婚者のみ。PSAで1年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・PSAに婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書とPSA発行の無婚姻証明書

- ⑥ ファミリー・ツリー（家系図）※
 - ・存命中であるか否かを問わず、1世から現在に至るまでの子孫全員を記載
- ⑦ 新旧の家族写真
 - ・切り貼り不可。親、兄弟姉妹及び子等の親族と一緒に写っているもの。
- ⑧ 拳式時の写真（既婚者のみ）
- ⑨ 在留資格認定証明書原本及び写し

(2) 在留資格認定証明書を未取得の場合（→上記（1）に加え、以下の書類が必要）

- ① パスポートの写し
- ② 洗礼証明書
- ③ 小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式137）
- ④ フィリピン国家警察（PNP）発行の無犯罪証明書（PNP DI Clearance）
- ⑤ フィリピン国家捜査局（NBI）発行の無犯罪証明書（NBI Clearance）

〔申請人自身が日本で就労して生計を立てる場合〕

- ⑥ 日本企業との雇用契約書、雇用予定証明書等

〔日本に在留する親族の扶養を受ける場合〕

- ⑦ 身元保証書 ※
- ⑧ 身元保証人の住民票

📄 世帯全員分、かつ、記載事項の省略のないもの（ただし、個人番号と住民票コー

ドの記載のないもの)

【併せて提出する書類】

- ・身元保証人又はその配偶者が日本人→戸籍謄本
- ・身元保証人が外国籍→在留カード又は特別永住者証明書の写し(両面)
- ⑨ 扶養者の在職証明書
- ⑩ 扶養者の所得(課税)証明書及び納税証明書
 - ・納税証明書に総所得金額が記載されている場合、所得証明書は不要

(3) 在留資格認定証明書を未取得で、かつ、同じ2世の家系に査証発給を受けた者がいない場合(→上記(1)及び(2)に加え、以下の書類が必要)

- ① 1世及び2世に関する経歴陳述書及びその日本語訳文
- ② 出生証明書(1世の配偶者、2世及び2世の配偶者のもの)
 - ・上記(1)④参照
- ③ 婚姻証明書(1世及び2世のもの)
 - ・上記(1)⑤参照
- ④ 死亡証明書(1世又は2世が逝去している場合)

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の死亡証明書
- ・PSAに死亡記録がない→市町村役場発行の死亡証明書とPSA発行の死亡記録不存在証明書
- ⑤ 1世、2世及びその子孫らの家族写真
 - ・切り貼り不可。親、兄弟姉妹及び子等の親族と一緒に写っているもの

〔以下⑥～⑧は可能な限り提出。2世が既に戸籍に登載されている場合は不要〕

- ⑥ 1世のフィリピン移住が確認できる書類
 - ・1世の挙式時の写真、旅券等(1世の戸籍謄本上に移住を示す記載があれば不要)
- ⑦ 2世の子孫と在日親族との関係を示す書類
 - ・在日親族(1世の親族又は戦後帰国した1世又は2世の子孫)からの手紙等
 - ・在日親族がフィリピンを訪問した際の写真等
- ⑧ その他、1世とその子孫の関係を示す書類

C. 申請方法

(1) 代理申請

在留資格認定証明書を提示せずに査証申請を行う場合は、必ず代理申請機関を通じて申請してください。

(2) 個人による直接申請

在留資格認定証明書を所持している場合に限り、申請人本人が直接当館にて査証申請を行うことができます。また、同証明書を所持している場合でも、代理申請機関を通じて申請することが可能です。

D. その他の留意事項

- (1) 審査に時間を要する場合がありますため、十分な時間的余裕をもって申請してください。
- (2) 申請時に在留資格認定証明書を所持していない場合(上記B(2)又は(3)の場合)、申請書類一式を大きな封筒に入れ、封をせずに提出してください。
- (3) 原則として、提出された書類は返却できません。ただし、再発行が不可能又は困難な書類(1世の旅券、手紙等)について返却を希望する場合、原本と共に鮮明なコピーを添付し、当該書類を返却希望である旨の文書を併せて提出してください。

- (4) 上記 B の書類のうち、何らかの理由により提出できない書類がある場合は、その理由を記載した書面（様式自由）を提出してください。
- (5) 審査の必要上、当館から上記 B 以外の書類の追加提出を求めることがあります。追加提出の案内から 3 か月以内に提出がなされないときは、審査を終止し、旅券を返却します。
- (6) 申請者に対し、当館職員が面接を行う場合があります。その場合、当館から代理申請機関又は申請人本人に連絡し、日時を決定します。また、申請人以外の方についても面接を行う場合がありますので、その際は当館職員の案内に従ってください。